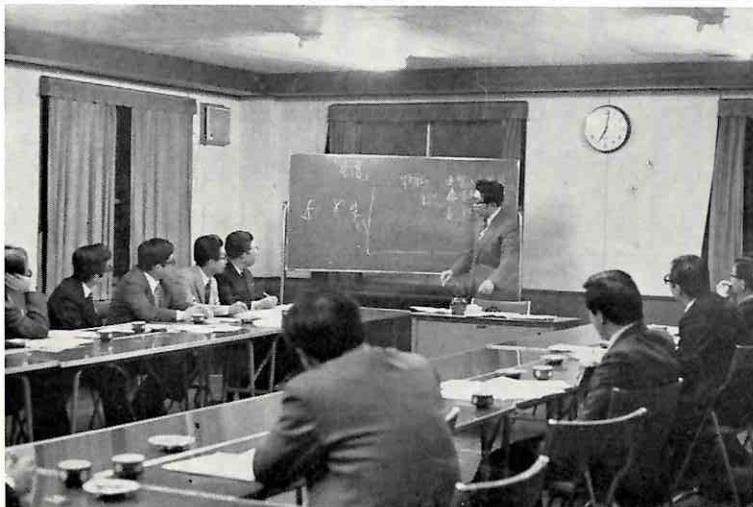


# 工業浦の田

東京都大田区蒲田4丁目50番地3  
電話(732) 7821~3  
蒲田工業協同組合  
編輯部委員会  
機関紙編輯部  
永森忠幸  
印刷所  
東京都江東区新大橋2~9~2  
株式会社栄輝堂印刷所



一春闘と社會情勢 佐藤公久氏

## 労働条件調査結果

また、その一三三社のうち、就業規則がある  
二五社（九四・〇%）  
就業規則がない  
八社（六・〇%）  
となっていますが、就業規則がないところは、いずれも九人以下の事業所です。  
また、一三三社のうち、労働組合の有無については、  
労働組合がある  
一九社（一四・三%）  
労働組合がない  
一一四社（八五・七%）  
となっています。  
左の通りです。

三・〇〇	三・五九	六五社(四八・九%)
一社(一〇・八%)	三社(六・五%)	四時間以上
二・〇〇	二・五九	四時間以内
一社(一〇・八%)	三社(六・五%)	時間外労働なし
七社(五・三%)	七社(五・三%)	計
三九社(一九・三%)	三九社(一九・三%)	一日の休憩時間は何時間ですか
六〇社(七四分)	六九社(五一・九%)	四五分未満五社(三・八%)
七五社(八九分)	一四社(一〇・五%)	四五分五九分
一四社(一〇・五%)	九〇社(四・五%)	計
三三社(一〇〇%)	三三社(一〇〇%)	一週の平均実労働時間(所定労働時間+所定外労働時間)は、何時間ぐらいですか。
四五時間未満	一社(八・三%)	四五七四七・五九
二九社(二一・八%)	二九社(二一・八%)	四五八七五〇・五九
三三社(一四・一%)	三三社(一四・一%)	五一一五三・五九
二〇社(二五・〇%)	二〇社(二五・〇%)	五四七五六・五九
二六社(九四・七%)	二六社(九四・七%)	五七時以上五九社(六・八%)
七社(五・三%)	七社(五・三%)	計一三三社(一〇〇%)
一三三社(一〇〇%)	一三三社(一〇〇%)	①三・六協定の有・無
なし	なし	三・六協定についておたずねします。(三・六協定とは労働基準法第三十条に規定された残業協定のことです。)

②三・六協定締結期間  
三・六協定ありと答えた二社のうち、その締結期間は、  
一ヶ月 二ヶ月 三ヶ月  
二ヶ月 ○社 三ヶ月  
六ヶ月 六社 (四・八%)  
七ヶ月 (五・六%)  
七ヶ月 (二ヶ月)  
一一社 (八八・一%)  
計 三六社 (二〇〇%)  
となっています。  
社のうち、  
週の休日はどのようになつてますか。  
週休一日制八五社 (六三・九%)  
週休一日半制七社 (五・三%)  
週休二日制四社 (三〇・八%)  
計 一三三社 (一〇〇%)  
週休二日制を実施している四  
社のうち、  
月一回週休一百制  
月二回週休一三社 (五六・一%)  
月二回週休一百制  
一六社 (三九・〇%)  
月三回週休一百制  
月四回週休一百制  
一二社 (二・四%)  
二社 (二・四%)  
計 四一社 (一〇〇%)  
となっています。  
今年度の夏季特別休暇は何日  
りましたか。(但し、お盆の休  
を含めた日数で、年次有給休暇  
び休日の振替による休暇を除  
ます。)  
○日 一二社 (九・〇%)  
一日 一二社 (九・〇%)  
三日 四〇社 (三〇・一%)  
三日 三四社 (五・七%)  
四日 二三社 (六・五%)  
五日 三社 (二・三%)  
六日 一社 (一・一%)

目次	「労働条件調査結果」 昭和四十九年度東京都 機械類購入資金 工場施設改善資金 融資申込について②	昭和四十九年度東京都 福利施設設置資金 融資斡旋について③	昭和四十九年度東京都 中小企業設備近代化 資金融資について③ 物資相談窓口を開設 工場立地法 三月三十日から施行 掲示板 組員販賣 図書室だより ことばの泉、業務報告 ⑤	四二社(五八・二二) その他の休日の増加 一三社(一七・八〇) 計 七三社(一〇〇%) となっています。 また、実施してよいと回答の あつた六〇社のうち、 近く実施の予定 五社(八・三%) 検討中 四四社(七三・三%) 全く考へていない 一社(一八・三%) 計 六〇社(一〇〇%) となっています。 労働時間を短縮する(した)提 合、どのような動機から行ないます す(ました)か、次の一〇項目の うちから、主なものを三つ以内で 選んで下さい。
一三社のうち、無効人が二社 あり、一三〇社について集計しま す。				





(前頁より)  
設備の設置に必要と査定した額の四五%も五〇%までとし、原則として十万円以上五百円以下とする。

ただし、知事が特に必要と認めたものについては六百万円まで貸付することもあります。

## 貸付金の利息

無利息

償還期間および償還方法

償還期間は五年以内で、貸付金の交付の日から一年までの間は、四年(汚水処理設備、騒音防止設備及び悪臭処理設備を設置する場合は、十二年)以内に半年賦均等償還していただきます。

## 保証人または担保

借受企業は、連帶保証人または

物的担保のどちらか一方を提供していただきます。

## 1、連帶保証人の場合

(1) 保証人の要件

ア、貸付金額が一百万円以下

円を越える場合は二名以上

の保証人を立て下さい。

## イ、借受企業が法人(合資、

合名会社を除く)の場合

一名は会社の代表者が個人

保証し、他は借受企業の役員

および職員以外の方で、

原則として都内に居住する

方を立て下さい。

## ウ、借受企業が合資、

または個人の場合は、借

付金額が、貸付金額

の六〇%以上である。

## ア、土地の場合は、固定資産

評価額を二倍した額、また

は不動産鑑定士の鑑定によ

る時価評価額が、貸付金額

の六〇%以上である。

## 建物の場合は、固定資産

評価額または不動産鑑定士

の鑑定による時価評価額か

ること。

## イ、担保物件に不動産の抵当

権力等、企業内容を総合的に審査

する。

受企業の役員および職員以外の方で、原則として都内に居住する方を立て下さい。

ア、代表者が個人保証する場合は、代表者の確定年収または固定資産(不動産)評価額のどちらか一方が八十万円以上であること。

イ、その他の保証人の場合は

固定資産評価額のどちらか一方が八十万円以上であること。

カ、その額が貸付金額の六〇%以上であること。

ただし、確定年収または固定資産評価額は八十万円以上であるが、どちらか一方のみでは貸付金額の六〇%に達しない場合、やむを得ない事情があると認められるときは、確定年収と固定資産評価額を見替えることができます。

ア、相保証、二重保証等は認めません。

ウ、相保証、二重保証等は認めません。

ア、相保証の場合は、

相保証人を立て下さい。

イ、借受企業が法人(合資、

合名会社を除く)の場合

一名は会社の代表者が個人

保証し、他は借受企業の役員

および職員以外の方で、

原則として都内に居住する

方を立て下さい。

ウ、借受企業が合資、

または個人の場合は、借

付金額が、貸付金額

の六〇%以上である。

建物の場合は、固定資産

評価額または不動産鑑定士

の鑑定による時価評価額か

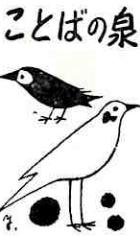
ること。

イ、担保物件に不動産の抵当

権力等、企業内容を総合的に審査

する。

(次頁へ)



納

豆

です。

納豆の語源については、僧家です。

の納所、つまり台所で作られる

糸引き納豆は、日本独特の製

式で

から生まれたもので、約八百

法から生まれたもので、約八百

大豆の料理といつてから生ま

せん。

江戸時代の記録によりますと

左記の図書が新しく入りました

のでお知らせします。

事務所の書類にありますので自

由にご観察下さい。

貸出しも行なっていますのでお

申出下さい。

記

士

中小企業の賃金事情

一

十

月

商

業

業

報

告

特許手帳

四

八

年

度

明

考

案

の

紹

介

の

概

要

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

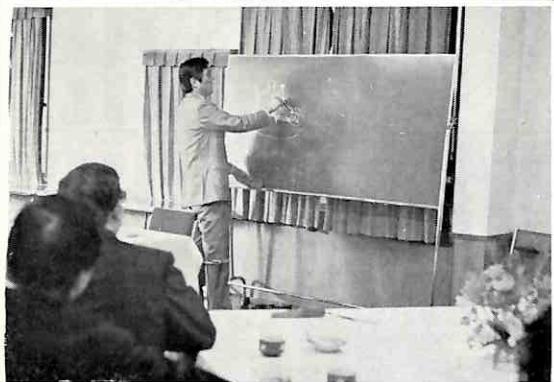
の

の

の

の

(前頁より)



十月九日 簿記実務講座	十月十六日 簿記実務講座	十一月七日 就用問題研究会
十月十一日 幹事会(青年部会)	十月十八日 中小企業団体全国大会	場所 後四時三十分
②ヨーロッパ視察旅行の件	会費 三、〇〇円	内閣総理大臣
全体会議に諮ることに決定。	会員	十月十九日 永年勤続従業表彰の件
③その他	会員	十月二十日 経済講演会
折を見て開催することに決定。	会員	テーマ 「景気の現況と展望」
②道德科学講座開催の件	講師 法政大学教授 力石 定一 氏	十月二十二日 簿記実務講座
來る十一月七日の定期経営サロ	テマ 「これからの経営管理の	十月二十三日 簿記実務講座
ンに成仁病院の熊谷院長の人間ド	問題をさぐる」	十月二十五日 簿記実務講座
ックについての話を聞くことに決	テーマ 「これから経営管理の	十月二十六日 経営研究会
定。	問題をさぐる」	十月二十七日 簿記実務講座
十月十一日 簿記実務講座	テーマ 「これからの経営管理の	十一月一日 簿記実務講座
十月十一日 (資料配布)	問題をさぐる」	十一月五日 簿記実務講座
「夏季一時金要求 妥結状況」	テーマ 「これからの経営管理の	十一月六日 簿記実務講座
十月十二日 工場見学(青年部会)	問題をさぐる」	十一月七日 正副部会長会議(青
見学工場 株式会社堀場製作所	テーマ 「これからの経営管理の	十一月八日 簿記実務講座
十月十二日 請談懇親会(青年部会)	問題をさぐる」	十一月九日 簿記実務講座
京都島原「角屋」で開催。	テーマ 「これからの経営管理の	十一月十日 簿記実務講座
十月十五日 簿記実務講座	問題をさぐる」	十一月十一日 写真コンテスト審査会
十月十五日 労働集団事業監査	テーマ 「労働災害ゼロへの道」	十一月十二日 写真コンテスト審査会
十月十六日 実態調査(労務集団)	テーマ 「労働災害防止講習会	十一月十三日 講演会(青年部)
指定調査)	テーマ 「労働災害ゼロへの道」	十一月十三日 簿記実務講座
会	テーマ 「労働災害防止講習会	十一月十四日 写真コンテスト審査会
株式会社川島織物	テーマ 「日本の中小企業の現状」と今後の見通し	十一月十四日 写真コンテスト審査会
十月二十九日 講師 佐藤 太一 氏	テーマ 「日本の中小企業の現状」と今後の見通し	十一月十五日 簿記実務講座
十月二十九日 簿記実務講座	テーマ 「日本の中小企業の現状」と今後の見通し	十一月十六日 簿記実務講座
十月三十日 簿記実務講座	テーマ 「日本の中小企業の現状」と今後の見通し	十一月二十一日 経営サロン(青
十一月一日 常任理事会	主な話題	年部会)
日時 十月二十九日(火)午後四時より	1、年末手当について	年部会)
入選作品審査について、左に	2、手渡受注について	十一月二十二日 経営サロン(青
より審査会を開催する)と決	3、その他	年部会)
定	4、年未手当について	年部会)
日時 十月三十日(水)午後四時より	5、年未手当について	年部会)
入選作品審査について、左に	6、年未手当について	年部会)
より審査会を開催する)と決	7、年未手当について	年部会)
定	8、年未手当について	年部会)
日時 十月三十一日(木)午後四時より	9、年未手当について	年部会)
入選作品審査について、左に	10、年未手当について	年部会)
より審査会を開催する)と決	11、年未手当について	年部会)
定	12、年未手当について	年部会)
日時 十月三十一日(木)午後四時より	13、年未手当について	年部会)
入選作品審査について、左に	14、年未手当について	年部会)
より審査会を開催する)と決	15、年未手当について	年部会)
定	16、年未手当について	年部会)
日時 十月三十一日(木)午後四時より	17、年未手当について	年部会)
入選作品審査について、左に	18、年未手当について	年部会)
より審査会を開催する)と決	19、年未手当について	年部会)
定	20、年未手当について	年部会)
日時 十月三十一日(木)午後四時より	21、年未手当について	年部会)
入選作品審査について、左に	22、年未手当について	年部会)
より審査会を開催する)と決	23、年未手当について	年部会)
定	24、年未手当について	年部会)
日時 十月三十一日(木)午後四時より	25、年未手当について	年部会)
入選作品審査について、左に	26、年未手当について	年部会)
より審査会を開催する)と決	27、年未手当について	年部会)
定	28、年未手当について	年部会)
日時 十月三十一日(木)午後四時より	29、年未手当について	年部会)
入選作品審査について、左に	30、年未手当について	年部会)
より審査会を開催する)と決	31、年未手当について	年部会)
定	32、年未手当について	年部会)
日時 十月三十一日(木)午後四時より	33、年未手当について	年部会)
入選作品審査について、左に	34、年未手当について	年部会)
より審査会を開催する)と決	35、年未手当について	年部会)
定	36、年未手当について	年部会)
日時 十月三十一日(木)午後四時より	37、年未手当について	年部会)
入選作品審査について、左に	38、年未手当について	年部会)
より審査会を開催する)と決	39、年未手当について	年部会)
定	40、年未手当について	年部会)
日時 十月三十一日(木)午後四時より	41、年未手当について	年部会)
入選作品審査について、左に	42、年未手当について	年部会)
より審査会を開催する)と決	43、年未手当について	年部会)
定	44、年未手当について	年部会)
日時 十月三十一日(木)午後四時より	45、年未手当について	年部会)
入選作品審査について、左に	46、年未手当について	年部会)
より審査会を開催する)と決	47、年未手当について	年部会)
定	48、年未手当について	年部会)
日時 十月三十一日(木)午後四時より	49、年未手当について	年部会)
入選作品審査について、左に	50、年未手当について	年部会)
より審査会を開催する)と決	51、年未手当について	年部会)
定	52、年未手当について	年部会)
日時 十月三十一日(木)午後四時より	53、年未手当について	年部会)
入選作品審査について、左に	54、年未手当について	年部会)
より審査会を開催する)と決	55、年未手当について	年部会)
定	56、年未手当について	年部会)
日時 十月三十一日(木)午後四時より	57、年未手当について	年部会)
入選作品審査について、左に	58、年未手当について	年部会)
より審査会を開催する)と決	59、年未手当について	年部会)
定	60、年未手当について	年部会)
日時 十月三十一日(木)午後四時より	61、年未手当について	年部会)
入選作品審査について、左に	62、年未手当について	年部会)
より審査会を開催する)と決	63、年未手当について	年部会)
定	64、年未手当について	年部会)
日時 十月三十一日(木)午後四時より	65、年未手当について	年部会)
入選作品審査について、左に	66、年未手当について	年部会)
より審査会を開催する)と決	67、年未手当について	年部会)
定	68、年未手当について	年部会)
日時 十月三十一日(木)午後四時より	69、年未手当について	年部会)
入選作品審査について、左に	70、年未手当について	年部会)
より審査会を開催する)と決	71、年未手当について	年部会)
定	72、年未手当について	年部会)
日時 十月三十一日(木)午後四時より	73、年未手当について	年部会)
入選作品審査について、左に	74、年未手当について	年部会)
より審査会を開催する)と決	75、年未手当について	年部会)
定	76、年未手当について	年部会)
日時 十月三十一日(木)午後四時より	77、年未手当について	年部会)
入選作品審査について、左に	78、年未手当について	年部会)
より審査会を開催する)と決	79、年未手当について	年部会)
定	80、年未手当について	年部会)
日時 十月三十一日(木)午後四時より	81、年未手当について	年部会)
入選作品審査について、左に	82、年未手当について	年部会)
より審査会を開催する)と決	83、年未手当について	年部会)
定	84、年未手当について	年部会)
日時 十月三十一日(木)午後四時より	85、年未手当について	年部会)
入選作品審査について、左に	86、年未手当について	年部会)
より審査会を開催する)と決	87、年未手当について	年部会)
定	88、年未手当について	年部会)
日時 十月三十一日(木)午後四時より	89、年未手当について	年部会)
入選作品審査について、左に	90、年未手当について	年部会)
より審査会を開催する)と決	91、年未手当について	年部会)
定	92、年未手当について	年部会)
日時 十月三十一日(木)午後四時より	93、年未手当について	年部会)
入選作品審査について、左に	94、年未手当について	年部会)
より審査会を開催する)と決	95、年未手当について	年部会)
定	96、年未手当について	年部会)
日時 十月三十一日(木)午後四時より	97、年未手当について	年部会)
入選作品審査について、左に	98、年未手当について	年部会)
より審査会を開催する)と決	99、年未手当について	年部会)
定	100、年未手当について	年部会)

